

環境未来都市提案に係る評価のプロセスと方針について

(1) 環境未来都市評価・調査検討会テーマ別評価分科会及び事務局による書面審査（1次評価）

a) 実施主体

- ・ 環境未来都市評価・調査検討会（以下「検討会」という。）の下に設置するテーマ別評価分科会（以下「テーマ別評価分科会」という。）（匿名）及び事務局

b) 実施目的

- ・ 検討会が行う（2）の2次評価に資する書面審査

c) 実施内容

- ・ 事務局による整理・評価（足切（※）含む。）を行う。
※「足切」とは、事務局による整理・評価において「×」判定のあるものをいう（「環境未来都市選定基準の運用方針」参照）。
- ・ テーマ別評価分科会は、「環境未来都市選定基準（平成23年9月1日公表資料）」（以下「選定基準」という。）のうち、次に掲げる4項目について「環境未来都市選定基準の運用方針」に基づき評価を行う。
 - ・ 2. ①将来ビジョン c. 適切な課題・目標設定と価値創造性（ただし、このうち価値創造性に係る部分を除く。（以下「①c. 課題・目標」という。））
 - ・ 2. ②取組内容 a. 包括性・戦略性
 - ・ 2. ②取組内容 b. 事業性・熟度
 - ・ 2. ②取組内容 c. 本気度
- ・ 選定基準の「①c. 課題・目標」の評価は、提案書に記載されたテーマ（環境：a～d、超高齢化対応：e～g、その他：i）（※1）ごとに提案書のi)課題・目標～iii)課題の解決・目標の達成に向けた取組方針（※2）の部分について行う。
 - （※1）環境未来都市提案書（様式1）（平成23年9月1日公表資料）3頁、6頁及び9頁に記載するテーマ。
 - （※2）提案書1.（2）目指すべき将来像の実現に向けた課題・目標の設定と価値創造のうち、3頁、4頁、6頁及び9頁に記載の各該当項目
- ・ 選定基準の2. ②取組内容 a、b及びcの評価は、テーマごとに、取組内容全体を一括して行う。
- ・ 評価に当たっては、定性的評価（記述による評価項目）を含むこととする。

(テーマの分類)

- ・ テーマの分類については提案者の提案をベースとする。

- ・「その他：i」に係るテーマの分類については、提案を受け付けた後に、事務局でテーマの分類の案を作成・決定し、検討会に報告する。

d) 評価結果の整理

- ・事務局による整理・評価では、足切対象外及び足切対象の2つに分類する。
- ・テーマ別評価の結果については、以下のとおり整理する。
 - ①選定基準の「①c. 課題・目標」については、テーマごとに、当該テーマに係る委員の評価(A～E)を4点～0点に換算し、当該テーマに係る評価を行った委員全員の点数を単純平均する。この点数を当該テーマの「①c. 課題・目標」についての評価結果とする。選定基準の2. ②取組内容a、b及びcについても同様とする。
 - ②平均化された点数については、評価項目ごとの平均及びその合計並びにテーマごとの合計も記載する。
 - ③定性的評価をまとめる。
- ・テーマ別評価分科会委員の採点結果の平均値を算定する場合において、その値が0.1点に満たない場合については小数点第2位を四捨五入した数値を平均値とすることとする。

e) 公表について

- ・公表しない。

(2) 検討会による書面審査及びヒアリング対象の決定（2次評価）

(2-1) 検討会による書面審査

a) 実施主体

- ・検討会

b) 実施目的

- ・（2-2）において検討会が行うヒアリング対象の検討に資する書面審査

c) 実施内容

- ・（1）の評価結果を参考に、選定基準の2. の9つの項目について、「環境未来都市選定基準の運用方針」に基づく評価を行う。
- ・評価に当たっては、定性的評価（記述による評価項目）を含むこととする。

d) 評価結果の整理

- ・検討会による書面審査の結果は、以下のとおり整理する。

①委員の評価（A～E）を4点～0点に換算した上で9つの項目全体の合計値を計算し、その点数を、評価した委員数で単純平均する。以下の区分の整理に活用する。

②委員の評価（A～E）を4点～0点に換算した上で9つの項目ごとにその点数を、評価した委員数で単純平均する。

※①で算定される合計点は、②で算定される9つの項目それぞれの平均点の合計点と異なる場合がある。

③定性的評価をまとめる。

- ・ 検討会委員の採点結果の平均値を算定する場合において、その値が1点に満たない場合については小数点第1位を四捨五入した数値を平均値とすることとする。

(区分の整理)

- ・ 事務局は、検討会の定量的評価の結果（上記①）のみを用いて、Ⅰ～Ⅲの区分に分類する。

Ⅰ：検討会評価の点数が◎点以上のもの
（ヒアリングの対象とする候補）

Ⅱ：検討会評価の点数が◎点未満○点以上のもの
（ヒアリングの対象となり得る候補）

Ⅲ：検討会評価の点数が○点未満のもの
（ヒアリングの対象とはなり得ないもの）

Ⅳ：検討会評価により足切（※）の対象となったもの

※「足切」とは、検討会評価において「E」判定のあるものをいう（「環境未来都市選定基準の運用方針」参照）

(2-2) 検討会によるヒアリング対象の決定

a) 実施主体

- ・ 検討会

b) 実施目的

- ・ ヒアリング対象の決定

c) 実施内容

- ・ (2-1)の結果を踏まえ、総合評価を行う。
- ・ 具体的には、(2-1)で区分Ⅱとされたものでヒアリング対象とすべきもの（逆に、(2-1)で区分Ⅰとされたものでヒアリングの対象外とする場合もあり得る。）について、対象とするか否かについて、個別に審議を行う。また、Ⅲ、Ⅳ分類の結果についても確認する。

d) 評価結果の整理

- ・ ヒアリング対象及び対象外の2つに分類。

- ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 17 日閣議決定）において、環境未来都市は厳選し、当該都市に施策を集中投入する旨明記されているため、ヒアリング対象も厳選する。
- ・ （2-1）の結果からの変更（（2-1）で区分Ⅱとされたものがヒアリング対象に、又は（2-1）で区分Ⅰとされたものがヒアリングの対象外に変更（以下「Ⅰ⇔Ⅱの変更」という。))について理由を整理する。
- ・ Ⅰ⇔Ⅱの変更以外の案件（Ⅰ又はⅡのまま）については、（2-1）の結果をもって区分の理由とする。

e) 公表等

- ・ （2-1）及び（2-2）の取りとめ内容を公表する（ヒアリング対象の公表と併せて実施する。（2-1）のⅢ・Ⅳについては件数のみ公表し、個別名は公表しない）。

【公表資料】

- ① ヒアリング対象（タイトル・提案者名）
- ② （2-1）の書面審査の評価結果
- ③ （2-1）からの変更案件及びその理由（Ⅰ⇔Ⅱの変更）

※上記にかかわらず、総合評価において、（2-1）で区分Ⅲ又はⅣとされたもののうち、ヒアリング対象とすべきと判断された場合は、これをヒアリング対象とする。これらについては、公表資料の①ヒアリング対象と③（2-1）からの変更案件及びその理由に追記するとともに、（2-1）の書面審査の評価結果を公表する。

(3) 検討会が行うヒアリングを踏まえた選定推薦案の作成（3次評価）

a) 実施主体

- ・ 検討会

b) 実施目的

- ・ ヒアリングを行い、選定対象として推薦するものの案を検討

c) 実施内容

- ・ （2）でヒアリング対象とした案件についてヒアリングを行い、検討会において選定対象として推薦すべきか否か等を評価する。

※ ヒアリングは、公開して実施

d) 結果の整理

- ・ 3次評価の結果については、選定対象として推薦するもの（以下「選定推薦案」という。）（a）及び今回の選定対象として推薦しないもの（b）の2つに分類。
- ・ ヒアリングの結果、選定対象として推薦しないもの（b）となった

案件についてはその理由を整理。

- ・ 選定対象として推薦する際に、留保条件が附された場合は当該条件も評価結果の一部とする。

e) 公表

- ・ この段階では公表しない（(4)の新成長戦略実現会議の下に設置された「総合特区制度、「環境未来都市」構想に関する会議」（以下「新成長戦略実現会議分科会」という。）の選定案と併せて公表）。

(4) 新成長戦略実現会議分科会における選定案の決定

a) 実施主体

- ・ 新成長戦略実現会議分科会

b) 実施目的

- ・ 選定案の作成

c) 実施内容

- ・ 新成長戦略実現会議分科会は、(3)の結果等を踏まえ、選定案(A)を決定する。

d) 結果の整理

- ・ (4)に基づく、検討会による選定推薦案(a)を選定案(A)から除外する場合、及び検討会において今回の選定対象として推薦しないもの(b)を選定案(A)に盛り込む場合、その理由を整理。
- ・ 検討会で留保条件が附されている場合には、これを踏まえて選定案(A)を作成（新成長戦略実現会議分科会において留保条件が附された場合も同様。仮に検討会が附した留保条件を外す場合には、その理由を整理）

e) 公表等

- ・ 新成長戦略実現会議分科会で決定後、(3)の内容と併せて公表

【公表資料】

① 選定対象

- ・ 選定案(A)（留保条件がある場合には、これを含む。）
- ・ 選定案(A)とした理由（個別）

② 3次評価の評価結果

③ 選定案(A)と選定推薦案(a)とで異なる場合の理由

(5) その他

a) 留保条件について

- ・ 取組内容の具体性が多少足りない場合等は評価が下がる可能性があるが、提案自体は推薦に値すると評価されることも想定される。こ

の場合において、検討会からの意見として、例えば一部が見劣りする等の指摘事項があった場合でも、選定段階では補正することなく選定する（選定の過程において、提案内容の変更は指示しない。）。

- その場合は、検討会において推薦案件の決定に際して、留保条件を附すこととする。具体的には、前述の例について例示すると、「見劣りするとの意見のあった部分については、提案者側で再検討を行い、熟度を高め、今後の計画策定の段階で反映」の条件を附した案を検討会の評価結果として決定する。
- 新成長戦略実現会議分科会は、検討会の附した留保条件を踏まえて、①それと同じ留保条件を附す、②それを修正した留保条件を附す、③新たな留保条件を追加すること等の検討を行った上で、最終的な選定案（A）を決定する。

b) 総合特区との連携

- 環境未来都市と当事務局が別途実施している総合特区の指定申請において、環境（グリーンイノベーション）をテーマとする提案が出た場合には、環境未来都市単独提案のもの、総合特区単独提案のもの、両方で提案するものを、両制度の検討会でまとめて評価を行う。具体的にはヒアリング対象を決める（2-2）の結果を取りまとめる前に両制度の検討会からの代表による協議の機会を設け、評価を行う。